

御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民自らが創意工夫し企画した住民活動事業に対し支援することにより、活動団体の自立促進を図るため当該活動に要する経費に対し、ふるさとみよた寄附金を原資とし、予算の範囲内で支援金を交付することについて御代田町補助金等交付規則（昭和50年御代田町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象団体)

第2条 支援金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者で構成された団体
- (2) 政治活動、宗教活動、反社会的活動等を目的としない団体

(支援対象事業)

第3条 支援金の対象となる活動は、町内において申請年度に完了するもので、住民が主体で行う住民活動のうち、次の各号に掲げる要件を備えた事業とする。

- (1) 不特定多数の者の利益につながる事業（公共性）
- (2) 地域住民が協働し、コミュニティの形成ができる事業（協調性）
- (3) 独自の発想や新たな視点による事業（独創性）
- (4) 波及効果や新たな展開が期待できる事業（発展性）
- (5) 計画や費用に実現性・継続性が期待できる事業（実現性・継続性）
- (6) 他の補助を受けていない事業

(支援金の対象経費及び補助率)

第4条 支援金の交付の対象となる経費は、前条に規定する活動の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、支援金の対象経費としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費
- (4) 団体の構成員に対する謝礼
- (5) 政治活動、宗教活動、反社会的活動等を目的とする事業経費

3 補助率は、対象経費の5分の4とする。

(支援金の限度額等)

第5条 支援金は、1回につき50万円を限度とする。

2 支援金は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切捨

てる。

3 支援金の交付は、1団体につき3回とする。

(活動の募集)

第6条 活動の募集は、年1回とし、応募しようとする団体は、御代田町ふるさと納税住民活動応援事業計画書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(支援対象事業の選考及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による応募があったときは、ふるさと納税住民活動応援事業支援金選定委員会の意見をもとに選考し、選考結果を御代田町ふるさと納税住民活動応援事業選考結果通知書(様式第2号)により、当該応募団体に通知するものとする。

(支援金の交付申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する申請書は、御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金交付申請書(様式第3号)により提出するものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、町長が別に定める。

(支援金の交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条の規定により申請を受け、支援金を交付することが適当であると認めるときは支援金の交付を決定し、御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金交付決定通知書(様式第4号)により前条の申請書を提出した者に通知するものとする。

(支援金の概算払)

第10条 前条の規定により支援金交付決定通知書の通知を受けとった者(以下「支援金交付決定者」という。)が、規則第12条の規定による概算払を受けようとするときは、御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金概算払請求書(様式第5号)により提出するものとする。

(支援事業の内容の変更等)

第11条 支援金交付決定者が、事業内容の変更又は廃止をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の提出をもって行うものとする。

(1) 支援事業の内容を変更しようとするとき(対象経費の20パーセント以内の変更を除く。)御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金変更承認申請書(様式第6号)

(2) 支援事業を廃止しようとするとき 御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金交付廃止承認申請書(様式第7号)

(事前着手)

第12条 交付対象事業は、支援金の交付決定前に着手することはでき

ない。ただし、事業の性質から事業の実施時期が年度当初に限定される場合その他町長がやむをえない事由があると認めた場合は、この限りではない。

- 2 支援対象団体は、前項ただし書に該当する場合には、御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金事前着手届（様式第 8 号）を町長に提出するものとする。

（実績報告）

第 13 条 規則第 13 条に規定する実績報告書は、御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金実績報告書（様式第 9 号）により提出するものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、支援事業の完了した日から起算して 15 日を経過した日又は支援金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

（支援金の額の確定）

第 14 条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、支援金等交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、支援金の額を確定し、御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（支援金の交付請求）

第 15 条 支援対象事業者は、支援金の交付を請求しようとするときは、御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金交付請求書（様式第 11 号）により、確定通知を受理した日から 10 日以内に提出するものとする。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。